

山梨県富士山における登山の適正化に関する条例等

山梨県では、コロナ禍を経て富士山吉田ルートへの登山者数が回復してきた。それに伴い、弾丸登山や登山者のマナーの悪化が問題となっている。こうした状況を踏まえて、県では、富士登山の安全を確保することが喫緊の課題であるとして、「山梨県富士山における登山の適正化に関する条例」、「山梨県富士山吉田口県有登山道設置及び管理条例」、「山梨県富士山吉田口県有登山道整備等事業基金条例」を制定した。

1 条例制定の背景

日本を象徴する富士山は、平成25年6月にユネスコ世界遺産委員会において「富士山―信仰の対象と芸術の源泉―」として世界文化遺産に登録された。

富士山の美しい山体や秀麗な眺望に惹かれ、毎年、国内外から多くの登山者が訪れます。令和5年度は、富士山が世界文化遺産に登録されてから10周年の節目となり、コロナ禍による制限が緩和されたこともあって、多くの方が富士登山に訪れました。コロナ禍で令和3年度5万4,392人にまで減少した富士山吉田ルートの登山者数は、令和5年度13万7,236人となり、コロナ禍前の令和元年度14万9,969人の9割程度に回復しました。（いずれも環境省調べ）

これに伴って、以前から問題となっていた、山頂付近の過度な混雑や夜間に休息を取らずに一気に山頂を目指す弾丸登山が多く見られ、加えて、登山道における仮眠など安全を脅かす行為やマナーの悪化などが新たな問題となり、地元市町村や富士登山の関係団体から登山規制についての要望書が提出されることとなりました。

こうした状況を踏まえ、本県では、富士登山の安全を確保することが喫緊の課題である

図表 開山期間中の富士登山者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和5年度	令和6年度
登山者数 ※1	149,969	137,236	114,857
(最も多い日の登山者数)	5,033	3,974	2,905
弾丸登山が疑われる登山者数 ※2	23,433	14,469	708

※1 八合目で計測（環境省）

※2 六合目で午後7時～翌0時計測（富士吉田市）



山梨県知事政策局
富士山保全・観光エコシステム
推進グループ主査

浦郷 敬

と捉え、「山梨県富士山における登山の適正化に関する条例」、「山梨県富士山吉田口県有登山道設置及び管理条例」、「山梨県富士山吉田口県有登山道整備等事業基金条例」の制定に至りました。

2 検討の経過

富士山の登山規制を行うに当たっては、新たな条例の制定以外にも、道路法による通行規制、自然公園法による利用調整地区の適用、エコツーリズム推進法などの現行の法令の活用や、強制力を持たないガイドラインなどによる対応も含め、あらゆる可能性を検討しました。また、外部の専門家による「富士登山適正化専門家会議」を設置し、富士登山の安全を確保するためにはどのような手法があるか熱心に議論いただきました。

山頂付近の過度な混雑や弾丸登山の抑制のためには、登山者を時間や人数により制限するなど、何らかの方法によりコントロールする必要があります。一方で規制を行うことは「登山の自由」を妨げることとなりますが、登山者の生命を守るとして公共の福祉を実現するために必要な措置であることから、不当に権利を阻害するものではないと判断しています。

こうした検討の結果、現行の法令では対応

できることに限界があること、法令に基づき登山者の行動を制限する必要があることから、新たな条例の制定による登山規制を実施することとしました。

条例の制定に当たっては様々な課題を解決する必要がありました。特に対応が難しかったものは、富士山吉田ルートは全ての区間が道路法上の道路（県道）に認定されていたことです。道路法では一般交通の用に供する道路は自由通行が原則であり、道路のままでは登山規制を行うことはできません。そこで、道路法第18条により道路認定の起点・終点に変更を生じない範囲で県道の一部を道路法の適用から除外し、その区間を県有施設として管理することでゲートの設置等を可能とし、登山規制を実施することとしました。

3 条例の内容、条例に基づいた取組

登山規制を実施するに当たり、前述の三つの条例を制定しました。

(1) 山梨県富士山における登山の適正化に関する条例

名称のとおり富士山における登山の適正化を図るためのものです。登山者の安全を確保するため、県が行うべきことや登山者が守るべき内容を定めました。これまで、登山道で

のマナー違反や安全を脅かす行為に関して登山者に注意を行っても、聞き入れてもらえない場合がありますが、条例において富士登山適正化指導員を設置し、これに基づき強力に指導することができるようになりました。

(2) 山梨県富士山吉田口県有登山道設置及び管理条例

道路法の適用から除外した部分等を県の施設として管理するものであり、県有施設である登山道の一部を登山者が利用する場合は知事の許可を得ることとしています。登山規制は実質的に本条例により実施しており、山頂付近の過度な混雑を防止するため、登山者数が1日当たりの上限4000人を超えた場合は登山道の通行を禁止することとし、併せて、弾丸登山を防止するため、知事が定める時間帯（午後4時から午前3時）の通行を禁止することとしました（いずれも山小屋宿泊者を除く）。また、登山規制のために要する経費について、施設使用料（通行料）として1人1回当たり2000円を徴収することとしました。

(3) 山梨県富士山吉田口県有登山道整備等事業基金条例

「山梨県富士山吉田口県有登山道設置及

び管理条例」により徴収した通行料を基金として積み立てるためのものです。積み立てた基金は県有施設の維持管理や登山規制のための経費に充当します。

これらにより登山規制を実施することとなりましたが、登山道で人数規制や時間規制を実施し、通行料を徴収することは国内でも初めての取組であることから、登山規制を知らずに来る登山者によるゲート前での混乱が心配されました。このため、登山者（特に海外からの登山者）に対する事前の周知を徹底的に行うこととし、報道機関を通じた情報発信はもちろん、SNSや旅行サイトを活用した周知活動、富士山までに利用する公共交通機関への広告の設置、旅行会社や大使館を通じた外国人登山者への呼びかけなど、ありとあらゆるチャネルを活用して登山規制の周知を行いました。

また、登山規制が実施されていても、登山者が安心して登山計画を立て、当日も円滑に通行することができる通行予約システムを構築し、開山前の5月から稼働させました。

登山規制は富士山吉田ルート五合目のゲートにて行いますが、登山者への規制の説明、ゲートの警備、外国人対応、通行料の徴収など様々な業務が発生します。それらの業務を

民間の事業者にと委託するとともに、毎日複数名の県庁職員を富士山五合目に配置し、規制に関する案内やトラブル対応などに当たらせました。

4 登山規制の実施結果

今夏の登山シーズン（令和6年7月1日から9月10日）に登山規制を実施した結果、条例を制定する際に目指していた目標はおおむね達成できたと考えています。

過度な混雑を抑制するための人数規制については、通行予約システムでも混雑の程度がおおむね予想できることや、富士登山オフィシャルサイト上に混雑予想カレンダーを掲出していたこともあり、最も多い日でも登山者数（五合目通行許可者数）3382人と1日4000人を超える日は発生せず、結果として、人数上限を超えたことにより通行を禁止することはありませんでした。

また、午後4時から翌午前3時までを通行禁止とした結果、前年度と比較して弾丸登山が疑われる登山者数を約95%減少（※）させることができました。山小屋関係者からも夜間が静かになったと評価する声が聞かれ、弾丸登山対策に大きな成果があったと考えています。

（※六合目を午後7時から翌午前0時まで

に通過した登山者数を比較。）

登山規制に関する徹底した周知活動を行った結果、国内外のメディアに大きく取り上げられ、外国人登山者を含めて登山規制を知らずに来訪する方はずかしく、当初心配していたゲート前での混乱はほとんど発生しませんでした。

一方で、雨具や防寒着などの十分な装備もなく登山しようとする軽装登山者や、ゲートが閉まる午後4時直前に通過し弾丸登山に近い登り方をする「駆け込み登山」が一定数確認され、新たな問題となっています。このような登山者に対し、指導員が危険性の説明や説得を粘り強く行いましたが、説得を聞かずそのまま登山していく者もあり、こうした危険性の高い登山をいかに減らすかが今後の大きな課題の一つだと考えています。

5 今後の展望・課題

国内外から注目される富士山において、初めての試みとなる登山規制を大きな混乱なく実施できたこと、過度な混雑や弾丸登山をおおむね抑制できたことは大きな意義があったと思います。

一方、来年度に向けて、前述の駆け込み登山や軽装登山の問題の対策を検討していく必要があります。また、吉田ルート以外の静岡

県側のルート（富士宮ルート、須走ルート、御殿場ルート）における登山者対策との一定の調和も必要です。

来年度の開山期間を見据え、今年度の反省を生かしながら、富士登山の更なる安全を確保するために必要な準備を進めていきたいと思っています。

6 おわりに

富士登山の規制の検討に当たっては、富士登山適正化専門家会議委員の皆様を始め、環境省・国土交通省の御担当者様、県議会議員、山小屋ほか地元関係者の皆様など、多くの方々から御意見や御指摘をいただきました。条例の制定や登山規制の実施に御協力いただいた皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。

●第78号（2024年8月発売） 定価 1,430円（税込）

・特集 自治体におけるハラスメント対策

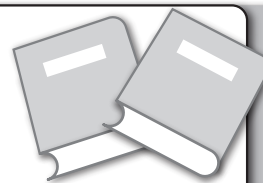
ハラスメント防止に関する法律と知っておきたい基礎知識
パワーハラスメントをめぐる課題と対策
自治体職場におけるセクシュアルハラスメントの法政策
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止
カスタマーハラスメントにどう対応するか

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

神戸市におけるAIの活用等に関する条例
大府市政務法務推進条例

・トピックス

認知症基本法と自治体における今後の認知症施策の在り方
改正障害者差別解消法の施行と今後の課題～事業者への「合理的配慮」の提供を義務化～
孤独・孤立対策推進法の施行と地方公共団体の役割



Back Number

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール（通話料無料） TEL：0120-953-431 Web URL：https://gyosei.jp
受付時間：月～金 9時から17時 FAX：0120-953-495 サイ